

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ１１協定）の  
国内手続の完了に関する通報

平成３０年７月６日  
内閣官房  
ＴＰＰ等政府対策本部

- 1 我が国政府は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ１１協定）の国内手続の完了について、本６日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行いました。
- 2 ＴＰＰ１１協定は、アジア太平洋地域において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進めるとともに、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するための環太平洋パートナーシップ協定の内容を実現するための法的枠組みについて定めるものです。
- 3 ＴＰＰ１１協定の締結は、我が国の成長戦略に資するものであり、また世界的に保護主義的な風潮が広まる中で自由貿易の旗手である我が国から世界に向けた力強いメッセージとなり、アジア太平洋地域に２１世紀型の貿易・投資ルールを広げていく上で大きな一歩となることが期待されます。
- 4 我が国による寄託国への通報は、ＴＰＰ１１協定署名国１１か国の中でメキシコに次いで２番目であり、同協定の発効へ向け弾みをつけるものです。我が国は、ＴＰＰ１１協定の早期発効に向け、他署名国と引き続き協力していく考えです。

[参考１] ＴＰＰ１１の署名国

オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム

[参考２] ＴＰＰ１１協定第３条は、効力発生の要件として、同協定の署名国の過半数の国がそれぞれの関係する国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者（ニュージーランド）に通報した日の後６０日で効力を発生する旨規定している。